

議團の工場内籠城を家宅侵入罪として六日告訴したのである
而して其の後變常務は争議團側との會見を廻避して所在を晦
してゐたところ、十三日夜向市某旅館に滞在せるを發見した
ので争議團では區ちにイヤガラセ戦術として旅館前に次の如
き立看板を掲げ且つ七名の監視員を置いたか、立看板は不穩
當なりとして警察當局より撤去を命ぜられた。

○ 懸賞尋ね人九州電氣常務取締役

變形 重之の箱

越へて十六日夜争議團は會社糾弾演說會を兩催（其の状況別
報第四一六號参照）して勢を擡げた。此の向會社側變形常
務は十三日正午所轄小倉警察署長を訪問し争議團の取締方策
を訊するところありたるも、解決方に對し何等の方針を示さず
却つに當局より組合側と會見の交換を注意され事件紛糾の要

因として其の同趣的態度に反省を促されたのである。且つ本
争議に對する第三者の重衡も大體會社側の態度を強硬なりと
して好評ならず、遂ひに變形常務は十四日夜密かに大分縣日
出町所在本館に引揚けたか爾來再び所在不明となつた。

會社側の態度に憤慨せる争議團員並に應援團員十名は十五日
工場の餐食休憩時間に食堂に押し掛け、本社より來復したる
職工大石某と口論し尚現場に居合せた技手辛川某の兩名を逐
ひに事務所に引摺り出して暴行を加へ傷害の程度には至ら
ざりしも、會社側は事件の發生と共に事業を休止し其の態度
は一層硬化した。

争議團にありては十七日戸畑市所在旭硝子工場戸畑鑄物工場
職工に對しアジビラを撤布し組合の宣傳強化策とし既中争議
團の撤布するビラ中不穩なるものあり且つは警察犯處罰令に